

事務連絡  
令和4年7月8日

関係団体 各位

九州運輸局自動車交通部長

「働きやすい職場認証制度」の更なる周知について（お願い）

日頃より、国土交通行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、令和2年度に「働きやすい職場認証制度」を創設しております。本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、厚生労働省とも連携して運転者への就職を促進することを目的に実施するものです。令和2年度からの申請においては、周知に多大なご尽力を頂いた結果、合計で3,280社（バス：219社、タクシー740社、トラック2,321社）が認証されているところです。

目下、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う環境変化に対応すべく事業継続、雇用維持等に多大なご尽力を頂いているところと存じますが、本年度においても本認証制度について別添のとおり申請の受付を開始いたしますので、本制度についてもご理解をいただき、傘下会員の幅広いご参画をいただけるよう、周知等についてご協力の程、何卒お願い申し上げます。

<添付資料>

- 資料1 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要
- 資料2 「働きやすい職場認証制度」申請案内書の骨子（日本海事協会資料）
- 資料3 「働きやすい職場認証制度」認証項目（日本海事協会資料）

<参照>

○国土交通省報道発表（令和4年6月8日）

「働きやすい職場認証制度」申請受付開始 ～バス、タクシー、トラック事業者の取組を見える化～」

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01\\_hh\\_000075.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000075.html)

○一般財団法人 日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

※解説動画、よくある質問等をご覧ください（申請案内書等のダウンロードもこちらから）。

- 評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。
- 求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

## 1. 認証の審査要件

- 中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、
  - ① 法令遵守等
  - ② 労働時間・休日
  - ③ 心身の健康
  - ④ 安心・安定
  - ⑤ 多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。  
併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

## 2. 申請方法

- 認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。
  - ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施
  - ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり
  - ※ 審査料: 55,000円(税込)／1申請あたり  
(インターネットにより電子申請の場合、33,000円(税込)に割引)
  - ※ 登録料: 66,000円(税込)／1申請あたり

## 3. 認証事業者数 令和4年6月8日現在

|              |        |
|--------------|--------|
| バス(乗合・貸切)事業者 | 219社   |
| タクシー事業者      | 740社   |
| トラック事業者      | 2,321社 |
| 合計           | 3,280社 |



## 4. スケジュール

- 新規申請受付期間: 令和4年9月16日～11月15日
- 認証事業者の公表: 令和5年3月以降順次(予定)  
※令和2年度に申請し、認証された事業者の申請については、12月に受付を開始。  
受付の詳細については、8月末までに公表予定。

## 5. 認証取得によるインセンティブ

- 厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。
- 求人エージェント等の認定推進機関の協力を得て、「求人サイトに認証事業者の特集ページの掲載」、「設備改修工事の料金割引」等も実施中。



# 運転者職場環境良好度認証制度 “働きやすい職場認証制度”

## 2022年度申請案内書の骨子 一つ星新規申請

一般財団法人 日本海事協会

① 「一つ星」の新規申請を、昨年度までと同様の内容で受付を開始します。

② 2020年度に認証を受け、切れ目なく認証継続を希望される場合は、今年度においても申請が必要になります。その場合の申請受付については、上記①の新規申請とは別に、12月に受付を開始します。受付の詳細については、8月末までに発表します。

## 背景

- ・自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)の運転者不足が深刻化しており、運転者の労働条件、労働環境の改善が急務。

平成30年5月 自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議  
「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」

平成30年6月 国土交通省「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会」

令和元年6月 「運転者職場環境良好度認証制度」の創設

## 目的

- ・認証制度を通じて、認証事業者の労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるようになることにより、トラック・バス・タクシーの運転者への就職を促進。
- ・自動車運送事業者が認証基準を満たすために、様々な改善に取り組むことを通じて、より働きやすい労働条件、労働環境の実現等。

## 基本的な考え方

- ・本認証制度は、運転者の労働条件や労働環境に関して第三者機関が評価・認証し主に求職者へ情報提供を行うための制度。
- ・認証取得により制度が浸透し、労働条件や労働環境に関する基本的な取り組みが定着すること。
- ・中小事業者にも取得可能であること。
- ・上記を満たすために、基準及び審査方法を含めて継続的に制度改善を行う。

## 対象事業者

- ① トラック事業者(実運送を行う第二種貨物利用運送事業者を含む)
- ② バス事業者(乗合バス事業者及び貸切バス事業者の両方を含む)
- ③ タクシー事業者

同一事業者が複数事業(例えば、バス及びタクシー)を申請される際は、事業毎に申請する必要があります。審査料・登録料も申請毎に必要です。

## 対象事業者詳細

| 業種   |           | 運送事業許可                             | 対象該否 |
|------|-----------|------------------------------------|------|
| トラック | 貨物自動車運送事業 | 一般貨物自動車運送事業                        | ○    |
|      |           | 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ)                 | ○    |
|      |           | 特定貨物自動車運送事業                        | ○    |
|      |           | 貨物軽自動車運送事業                         | ×    |
|      | 貨物利用運送事業  | 第一種貨物利用運送事業                        | ×    |
|      |           | 第二種貨物利用運送事業(貨物自動車を所有している実運送事業者に限る) | ○    |
| バス   | 旅客自動車運送事業 | 一般乗合旅客自動車運送事業                      | ○    |
|      |           | 一般貸切旅客自動車運送事業                      | ○    |
|      |           | 特定旅客自動車運送事業                        | ○    |
| タクシー | 旅客自動車運送事業 | 一般乗用旅客自動車運送事業(法人)                  | ○    |
|      |           | 一般乗用旅客自動車運送事業(法人・福祉限定)             | ×    |
|      |           | 一般乗用旅客自動車運送事業(個人)                  | ×    |

## 対象営業所

### 本社及び運送事業許認可の対象となっている全ての営業所

運転者在籍の有無に関わらず、本社は申請対象。但し、登記上のみで実体のない本社は対象外。  
また、運送事業許認可対象外の営業所等は申請対象外。

## 認証単位

### 事業者(法人)又は都道府県単位

原則、事業者(法人)単位。但し、複数の都道府県に事業所を有する事業者は、申請負担軽減のため、事業者の選択により、都道府県単位※(一つ又は複数の都道府県を選択)でも申請可能。また、一つの事業者で複数事業を申請する際は、事業毎に申請してください。

※【例】「全営業所のうち、千葉県内の全ての事業所」、「全営業所のうち、東京都と埼玉県内の全ての営業所」

## 申請の基本要件

運送事業の事業許可日を起点とし、事業許可取得後3年以上経過している等基本要件があります。詳細は申請案内書をご確認ください。

## 2022年度スケジュール

### ■ 申請受付期間

2022年9月16日～11月15日

### ■ ホームページ上での認証事業者公表

2023年3月以降順次公表

### ■ 登録証書の有効期間

登録証書発行日～2025年3月31日

## 申請案内書

2022年7月頃ホームページで公開予定

<https://www.untenshashokuba.jp>

## 申請から認証取得(登録証書発行)までの流れ





# 認証項目と参考項目

- 「認証項目」は、合否を判断するための項目。全ての項目を満たす必要がある。  
項目数については、タクシーが27項目、トラック及びバスは25項目。
- 「参考項目」は合否に関係しないが、事業者にも更なる取り組みを促し、将来の制度拡充の観点から実施するもの。計21項目。
- 複数の小項目がある項目(大くり項目)については、達成できている小項目の合計点が基準点を満たしていれば充足。
- 項目は6分野に分類。

- A : 法令順守等
- B : 労働時間・休日
- C : 心身の健康
- D : 安心・安定
- E : 多様な人材の確保・育成
- F : 自主性・先進性等(参考項目のみ)

認証項目は申請案内書の付録に掲載。  
申請案内書はホームページ掲載予定。

<https://www.untenshashokuba.jp>

認 証 項 目 イ メ ー ジ

参 考 項 目 イ メ ー ジ

- 行政処分実績の対象期間は過去1年間。※

※過去1年間とは、基準日(申請者が指定した、申請月の前月の任意の日)から遡って1年間とする。

# 認証項目の例(B 労働時間・休日)

- 認証項目は、通し番号単位で全てを満たす必要がある。
- 通し番号11は、複数の小項目がある項目(大きくり項目)。この中で、合計6点以上になれば充足。満点である必要はない。
- 通し番号11の小項目⑬は、自由記述の項目。当該取り組みの趣旨に沿った内容を記述することで加点。

| 解説書ページ | 通し番号 | 対策分野 | 一つ星認証(試行運用) | 認証項目  | 対象期間<br>又は時点<br>※基準日は申請前月の任意の日 | 判定対象及び点数             |                      | 提出書類 | 保管書類<br>(登録証書有効期間内の保管義務付け、事後チェック(対面審査)時に確認) |
|--------|------|------|-------------|---|--------------------------------|----------------------|----------------------|------|---|
|        |      |      |             |   |                                | 認証申請の対象営業所の全てが該当する場合 | 認証申請の対象営業所の一部が該当する場合 |      |   |
| 51     | 11   | B    | 労働時間・休日     | <p><b>大きくり項目</b></p> <p>⑨特別有給休暇制度(例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等)がある。</p> <p>⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。</p> <p>⑪デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。</p> <p>⑫事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。<br/>【把握事項: 対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】</p> <p>⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している(自由記述欄に取り組みを記述)。</p> | 基準日                            | 2点                   | -                    | -    | 左記を証する書類(就業規則本紙等)                           |
|        |      |      |             |   |                                | 2点                   | 1点                   | -    | 労働時間を管理している書類                               |
|        |      |      |             |   |                                | 2点                   | 1点                   | -    | 指導教育記録簿                                     |
|        |      |      |             |   |                                | 2点                   | -                    | -    | 報告・把握内容が確認できる書類                             |
| 52     |      |      |             |   |                                |                      |                      |      |   |
| 53     |      |      |             |   |                                |                      |                      |      |   |

自由記述

# 申請に必要な書類

## 申請書類に必要な書類について

- 「申請書類」と「保管書類」に分類。
- 重要な基本書類のみを「提出書類」として提出を求める。その他書類は「保管書類」として事業者が登録証書の有効期間内において保管し、登録証書発行後に、対面審査による事後チェックにおいて確認。(対面審査の対象事業者は、無作為抽出等によって決定。)

## 申請書類

(1) 審査申込書、(2) 本社・営業所一覧、(3) 自認書、(4) 以下の書類の写し(認証項目で規定されている「提出書類6種類」)

- ① 就業規則(10人未満の事業所は労働基準監督署の受付印不要)
- ② 36協定
- ③ 労働条件通知書
- ④ 安全衛生委員会等関連書類
- ⑤ 労働安全衛生規則第52条関係で規定する定期健康診断結果報告書(様式第6号)  
(50人以上の事業所のみ対象)
- ⑥ 事業改善報告書等(行政処分の違反点数を受けている事業者のみ対象)

(1) 事前スクリーニング ※以下のいずれかに該当する場合は不合格となる。

- ① 審査手数料が支払われないとき
- ② 本会と事業者との間に公平性への脅威となる容認できない利害関係があることが判明したとき
- ③ 事業者による重大な法令違反などの社会的に理解が得られない事業活動実績が確認されたとき
- ④ 事業者が故意の虚偽説明を行っていた事実が判明したとき

(2) 書面審査

- ・ 書類を審査し、認証項目を満たさない事項が認められた場合、その改訂又は追加書類の提出を要求
- ・ 書類が認証項目を満たすと判断される場合は合格

但し、申請内容に疑義等がある場合は、この段階で対面審査を実施することがある。対面審査の方法は、登録した事業者に対する審査（次頁）に準じます。

# 審査(対面審査)

認証後、抽出された事業者について下記の審査を実施。

- 認証制度の信頼性を確保することを目的として、登録証書発行後に一定の割合で実施。
- 信憑性のある情報等による虚偽申請の疑いがある事業者は、原則として対面審査対象。
- 選定された事業者の事業所において実施。(事前に日時・実施場所を調整。)
- 本認証制度で求める保管書類等の確認及び事業者(運転者を含む)へのヒアリングを実施。
- 保管書類等から、複数の運転者の労働時間・休日取得の実態及び法令遵守の状況をチェック。

## 注意

対面審査の際に確認した資料又は事業者からの説明が申請内容と異なることが判明し、認証基準を満たさないと判断された場合、別途定める方法に基づいて認証を取り消します。

# 認証の取り消し

- ・以下のいずれかに該当した場合、別途定める方法に基づき、**認証を取り消し**、その旨通知するとともに国土交通省に報告。
- ・事実と大きく異なる内容を記載した場合や書類を偽造した場合など、特に悪質と判断される時は、認証を取り消した旨をホームページで公表。
- ・認証付与後に行政処分を受けた場合等であっても、適切な是正措置が確認できるときは、一定の条件下で即時の認証の取り消しは行わない。

- ① 登録証書の有効期間内に、認証辞退の申出があったとき。
- ② 事実と異なることが判明し、認証基準を満たさなくなったとき。
- ③ 虚偽の疑いが生じた場合において、本会からの質問や資料の提出依頼、対面審査への対応依頼に対し、期限までに求められた対応を行わなかったとき。
- ④ 対面審査の実施に協力しないとき。
- ⑤ 登録証書の有効期間内に認証基準を満たさなくなったとき。
- ⑥ 認証の不正確な引用、登録証書及び審査結果通知書が誤解を招くような方法で使用、又本会の定めた認証マークの使用基準が守られていないとき。
- ⑦ 認証項目に定められている貨物自動車運送事業法、道路運送法等に基づく行政処分の違反点数を超えたとき。

|            |                            |  |
|------------|----------------------------|--|
| 電子申請       | 全て電子で提出<br>(電子申請①)         | 本認証制度のホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力・申請。「提出書類」については、PDF形式で申請システムにアップロードする。 |
|            | 提出書類のみ<br>郵送で提出<br>(電子申請②) | 本認証制度のホームページにアクセスし、申請システム上で必要情報を入力・申請。「提出書類」は本会へ郵送する。                    |
| 紙による<br>申請 | 全て郵送で提出                    | 申請書類をホームページからダウンロードし、必要事項を記入。<br>申請書類と「提出書類」を本会へ郵送する。                    |

※電子申請の場合は、審査料が20,000円割引です。

## (1) 一つ星審査料・登録料

|    |                                 |                      |
|----|---------------------------------|----------------------|
| 1) | <b>審査料</b>                      | 50,000円※             |
|    | +複数の営業所を申請対象とする場合               | +3,000円 × 営業所数(本社除く) |
| 2) | <b>登録料</b><br>(審査結果作成・登録に要する費用) | 60,000円              |
|    | +複数の営業所を申請対象とする場合               | +5,000円 × 営業所数(本社除く) |

※ 電子申請した場合は、審査料から20,000円を減額し、30,000円とする。

## (2) 登録証書の発行

|    |  |              |
|----|--|--------------|
| 1) | <b>登録証書の新規発行手数料</b>  | 上記2)の登録料に含む。 |
| 2) | <b>登録証書の内容変更</b><br>(事業所名変更、住所変更等審査を伴わない変更。)<br>(但し、審査に関わる変更の場合は審査料を申し受けます。) | 1通につき10,000円 |
| 3) | <b>登録証書の写し発行手数料</b>  | 1通につき 5,000円 |



本認証制度実施に関わるホームページを開設し、制度の概要、認証プロセス、認証項目・基準について紹介しています。ホームページの「お問い合わせフォーム」にご質問を記載頂ければ、個別に回答いたします。一般的なご質問については、ホームページの「よくあるご質問(FAQ)」に掲載しています。

<https://www.untenshashokuba.jp>

担当：一般財団法人日本海事協会 交通物流部

「運転者職場環境良好度認証制度」とは、  
運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに  
必要となる運転者を確保・育成するために  
長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する制度です。



運転者職場環境良好度認証制度とは



認証事業者一覧



認証プロセス



認証書類・資料

(準備中)

## 目次

| スライドタイトル     | 内容               | ページ数 |
|--------------|------------------|------|
| 申請における注意事項   | (1) 事業者情報登録      | P.17 |
|              | (2) 営業所情報登録      | P.18 |
| 提出書類における注意事項 | (1) 提出書類早見表      | P.19 |
|              | (2) 就業規則の写し      | P.20 |
|              | (3) 36協定の写し      | P.21 |
|              | (4) 労働条件通知書の写し   | P.22 |
|              | (5) 安全衛生委員会等関連書類 | P.23 |
|              | (6) 健康診断結果報告書の写し | P.24 |
|              | (7) 事業改善報告書等の写し  | P.25 |
| 認証項目における注意事項 | (1) 認証項目11       | P.26 |
|              | (2) 認証項目11       | P.27 |
|              | (3) 認証項目16および27  | P.28 |

## 事業者情報登録

登記上と実質上の本社所在地が異なる場合においては、以下のように情報登録を行う。

### 【事業者情報】

- ・ 登記上の事業者情報欄：法人登記上の本社を登録
- ・ 実質上の事業者情報欄：実質上の本社を登録

登記上の本社で事業を行わず、別に本社を設けている場合は本社機能を有する実質上の本社もご入力ください。

**本項目入力情報が、そのまま登録証書に記載されます。**

登記上の本社所在地及び法人番号は以下より検索可能。

国税庁 法人番号公表サイト

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

## 営業所情報登録

- 登録対象の営業所

- ①事業者(法人)単位で申請する場合

- 本社を含む運送事業許認可の対象となる全ての営業所を登録。

- ②一部都道府県単位で申請する場合

- 申請対象となる都道府県の本社を含む運送事業許認可対象の全ての営業所を登録。

- 労働者数

- 営業所における常時使用する労働者数※を意味する。

- ※「常時使用する労働者数」とは、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者の数を含めて常態として使用する労働者の数のこと。

- 運転者数

- 労働者数の内の運転者数を意味する。

- 登録証書

- 営業所情報登録時に入力した内容が登録証書に反映されるため、全角・半角、スペースやカッコ等の入力間違いに注意。

## 提出書類早見表

本社に運転者が在籍していない場合は①～⑤提出不要

| 常時使用する<br>労働者数 | ①就業規則                        | ②36協定 | ③労働条件<br>通知書 | ④安全衛生委員会等 |     | ⑤健診結果<br>報告書<br>様式第6号 | ⑥改善<br>報告書 |
|----------------|------------------------------|-------|--------------|-----------|-----|-----------------------|------------|
|                |                              |       |              | 構成員一覧     | 議事録 |                       |            |
| 10人未満          | ○<br><small>労基署受付印不要</small> | ○     | ○            | ×         | ○※1 | ×                     | ○※3        |
| 10人以上<br>50人未満 | ○                            | ○     | ○            | ×         | ○※1 | ×                     | ○※3        |
| 50人以上          | ○                            | ○     | ○            | ○         | ○   | ○※2                   | ○※3        |

- ※1 当該委員会設置義務がない50人未満の営業所の場合、労働安全衛生規則第23条に基づき、従業員の意見を聴くための機会を設けたことが確認できる書類。在籍運転者数を問わず、国土交通省告示1366号又は1676号(指導監督指針)に基づく乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打ち合わせ等の書類は対象にならない。
- ※2 情報の特性上、個人の健康診断結果は提出しないこと。
- ※3 行政処分の違反点数1点以上を受けた事業者のみ対象。文書警告の場合は含まない。

運転者の在籍有無、常時使用する労働者数等により、提出書類は異なります。提出書類の注意点や詳細については、次ページ以降をご参照ください。

## (1) 就業規則の写し

- ① 運転者が対象となる就業規則であること
- ② 申請する全ての営業所毎に提出 ※1
- ③ 表紙に労働基準監督署の受付印があること ※2
- ④ 変更届のみの提出は不可 ※3
- ⑤ 年5日の有給休暇取得義務化が反映されていること
- ⑥ 賃金規定や退職金規程などの付属規程や  
**運転者以外の職掌の規定は提出不要**

※1 就業規則が全て同一の場合、本文は1通で良いが、労基署受付印のあるページは全ての営業所分が必要。  
営業所毎の届出ではなく一括届出の場合においては、労基署へ届出した「届出事業場一覧表」の写しをあわせて提出。

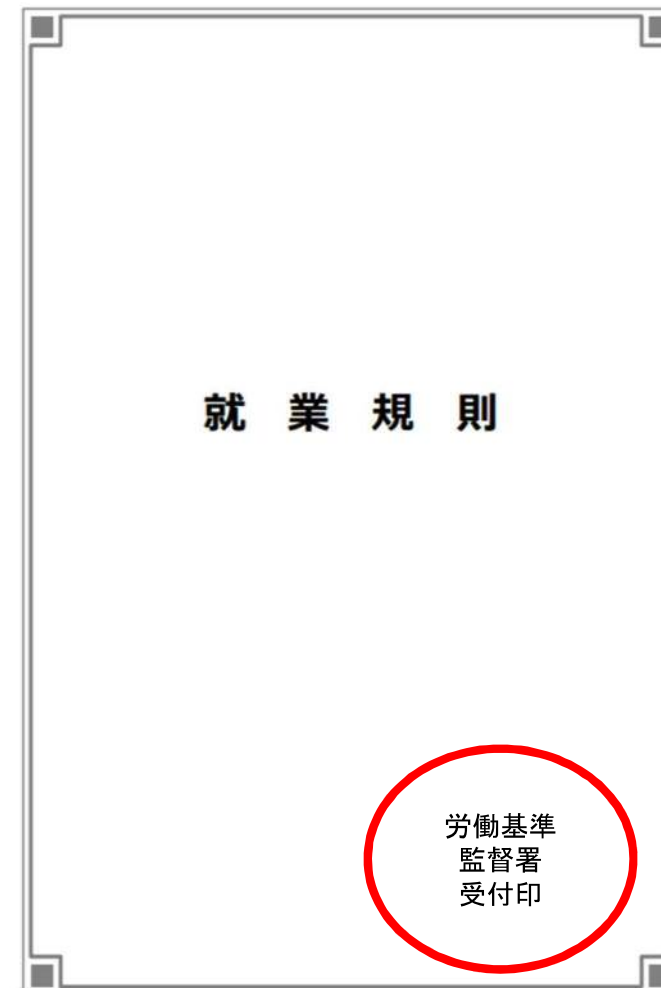
※2 郵送提出等により、労基署受付印がない場合はその旨記載。  
労働者数が10人未満の場合、本認証制度においては労基署受付印不要。

※3 労基署への届出が変更届のみの場合は、以下2点を提出。

- ・ 労基署受付印がある当該変更届
- ・ 変更点が反映された最新版の就業規則（労基署受付印不要）

【参考】厚生労働省 就業規則・36協定の本社一括届出について

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/130419-1a.pdf>



# 付録 提出書類における注意事項(3)

## (2)36協定の写し

- ① 運転者が適用される36協定であること
- ② 申請する全ての営業所毎に提出 ※1
- ③ 様式第9号関連及び協定書を提出
- ④ 申請日又は基準日に有効な協定であること
- ⑤ 労働基準監督署の受付印があること ※2

- ※1 一括届出の場合  
「届出事業場一覧表」の写しをあわせて提出。
- ※2 労基署受付印がない場合  
郵送提出等により、受付印がない場合はその旨記載。



【参考】厚生労働省 就業規則・36協定の本社一括届出について

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/130419-1a.pdf>

【参考】厚生労働省 様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

## (3) 労働条件通知書の写し

- ① 運転者を対象とした労働条件通知書であること ※1
- ② 原則として申請する全ての営業所毎に提出 ※2
- ③ 事業所名及び労働者名の記載があること
- ④ 以下の明示項目の記載が必要
  - ・契約期間
  - ・就業の場所
  - ・仕事の内容
  - ・始業時間
  - ・休日
  - ・休暇
  - ・残業の有無
  - ・賃金(×日、支払日含)
  - ・退職に関する事項
- ⑤ 新規採用が無い場合はひな形を提出

- ※1 上記④の明示事項を満たす内容であれば雇用契約書でも可とする。
- ※2 複数営業所があり全営業所共通様式を使用している場合についてはその旨を記載し、提出は任意の営業所分の1通で可とする。

【参考】厚生労働省 様式

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

(一般労働者用)※1※2

労働条件通知書

事業場名称・所在地  
使用労働者名

知照期間 知照の定めなし、知照の定めあり 年 月 日～ 年 月 日

### 厚生労働省 様式サンプルの一部

2. 知照の定めに従い記載する。

・契約期間満了時の労働量 ・勤務成績、態度 ・能力  
・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況  
・その他

【労働条件通知書による特別の労働者の場合】  
新規労働者(労働者名)の氏名(姓)： 〇〇 (労働者の氏名)：  
1. 特定労働者の場合は(定)までの期間： 年 〇月 〇日(上限1年)  
2. 定年退職(定)に適用されている期間

就業の場所

従事する業務の内容

【労働条件通知書による特別の労働者の場合】  
・特定労働者(定)： 〇〇

始業、終業の時刻、休憩時間、就業時刻、就業時刻(1)～(4)のうち該当するもの一つにのを付けること。、所定時間外労働の有無に関する事項

1. 始業・終業の時刻等  
(1) 始業( 時 分) 終業( 時 分)  
【以下のような制度が労働者に適用される場合】  
(2) 定形労働時間制等：( )単位の定形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。  
〔始業( 時 分) 終業( 時 分) (適用日) 〕  
〔始業( 時 分) 終業( 時 分) (適用日) 〕  
〔始業( 時 分) 終業( 時 分) (適用日) 〕  
(3) フラット制：始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。  
(ただし、5時以降は(始業) 時 分から( 時 分) (終業) 時 分( 時 分) ( 時 分) まで)  
(4) 事業場外みなし労働時間制：始業( 時 分) 終業( 時 分)  
(5) 無量労働制：始業( 時 分) 終業( 時 分)を基本とし、労働者の決定に委ねる。  
の詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

2. 休憩時間( )分

3. 所定時間外労働の有無(有、無)

休日

1. 定休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他( )  
・法定休日：週 日、休日、その他( )  
・1単位の定形労働時間制の場合～年間 日  
の詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

2. 代休制度(有・無)

3. その他の休暇 有給( ) 無給( )  
の詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)



## (4) 安全衛生委員会等関連書類

- ① 原則として申請する全ての営業所毎に提出が必要 ※1
- ② 乗務員教育、研修や指導のみの機会及び業務打合せ等を内容とする場合は該当しない ※2
- ③ 開催頻度  
【法定の委員会】 月1回以上開催  
【従業員の意見を聴く機会】 月1回程度設けることを推奨
- ④ 法令に基づき委員会等の設置義務が異なるため労働者数により提出書類が異なる

### 50人以上の営業所は以下2点

- 直近1回分の議事録等
- 構成員一覧

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者  
産業医、労働者等の立場が明記されていること。

### 50人未満の営業所は以下1点

- 直近1回分の従業員の意見を聴くための機会を設けたことが分かる議事録等

安全衛生委員会等の設置義務はないが、労働安全衛生規則第23条の2に基づき、従業員の意見を聴くための機会を設けることとされている。

※1 複数営業所が合同で委員会等を開催している場合は、委員会の構成員一覧又は議事録に委員の所属営業所を記載。

※2 国土交通省告示1366号又は1676号(指導監督指針)に基づくものであり類似性はあるが、目的が異なるため。

## (5) 健康診断結果報告書様式第6号の写し

- ① 申請する全ての営業所毎に提出
- ② 様式第6号の写しであること
- ③ 直近1回分の結果報告書であること
- ④ 労働基準監督署の受付印があること
- ⑤ **個人の健康診断結果提出不可**



様式第6号(第52次改訂)(表面) 定期健康診断結果報告書

80311 労働保険番号

対象年 平成 〇〇年 (月~ 月分) (報告 日付) 健診年月日 平成 〇〇年 〇月 〇日

事業の種類 様式第6号サンプル

事業場の所在地 郵便番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 電話 ( ) 〇〇 〇〇

健康診断実施機関の名称 在籍労働者数 〇〇〇〇人

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数 〇〇〇〇人

健康診断実施機関の所在地 (計) 〇〇〇〇人

| 健康診断項目                      | 労務検査 (オーソメーターによる検査) (1000名) |        | 肝機能検査 |        |
|-----------------------------|-----------------------------|--------|-------|--------|
|                             | 実施者数                        | 実施率    | 実施者数  | 実施率    |
| 労務検査 (オーソメーターによる検査) (4000名) | 〇〇〇〇                        | 〇〇.〇〇% | 〇〇〇〇  | 〇〇.〇〇% |
| 胸郭レントゲン検査                   | 〇〇〇〇                        | 〇〇.〇〇% | 〇〇〇〇  | 〇〇.〇〇% |
| 胸部エックス線検査                   | 〇〇〇〇                        | 〇〇.〇〇% | 〇〇〇〇  | 〇〇.〇〇% |
| 聴覚検査                        | 〇〇〇〇                        | 〇〇.〇〇% | 〇〇〇〇  | 〇〇.〇〇% |
| 尿検査 (糖)                     | 〇〇〇〇                        | 〇〇.〇〇% | 〇〇〇〇  | 〇〇.〇〇% |
| 尿検査 (蛋白)                    | 〇〇〇〇                        | 〇〇.〇〇% | 〇〇〇〇  | 〇〇.〇〇% |
| 心電図検査                       | 〇〇〇〇                        | 〇〇.〇〇% | 〇〇〇〇  | 〇〇.〇〇% |
| 貧血検査                        | 〇〇〇〇                        | 〇〇.〇〇% | 〇〇〇〇  | 〇〇.〇〇% |

所見のあった者の人数 〇〇〇〇 医師の指示人数 〇〇〇〇 歯科健診 〇〇〇〇

産業医 氏名 〇〇〇〇 所属機関の名称及び所在地 〇〇〇〇

年 月 日 事業者代表氏名 〇〇〇〇 労働基準監督署長印



【参考】厚生労働省 様式

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18\\_01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_01.pdf)

## (6) 事業改善報告書等の写し

- ① 過去1年間の行政処分全てが対象 ※1
- ② 事業改善報告書や改善計画書等を提出 ※2
- ③ 停止車両日数や違反点数の内訳が確認できる書類を提出 ※3
- ④ 文書警告のみの場合は提出不要

※1 過去1年間とは、基準日(申請者が指定した、申請月の前月の任意の日)から遡って1年間とする。

※2 運輸局の受付印のある事業改善報告書等、もしくは提出検討中の文書等。

※3 輸送施設の使用停止及び付帯命令書等。

(平成〇〇年〇〇月〇〇日に行った監査時における〇〇営業所に係る違反)

| 番号 | 違反事実<br>(適用条項)  | 基準日車数 | 適用                    |
|----|---|-------|-----------------------|
| 1  | 運転者の過労防止に関する措置が次の事項について不適切であったこと。<br>・所定の労働時間を超えて乗務していた者があったこと。【未遵守計35件】<br>40日車—◎120日車<br>(貨物自動車運送事業法第17条第1項)<br>(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)                                       | 120日車 | 未遵守計31件以上<br>(再違反適用)  |
| 2  | 乗務等の記録について、次の事項が不適切であったこと。<br>【〇〇件中〇〇件 未遵守率55.5%】<br>①休憩又は睡眠をした地点及び日時<br>②車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の事業用自動車の貨物の積載状況<br>10日車—◎30日車<br>(貨物自動車運送事業法第17条第3項)<br>(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項) | 30日車  | 積載不備率50%以上<br>(再違反適用) |

日車数内訳

処分日車数 150日車

備考

- ① 「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)2に定めるところにより算出したものである。

| 通し<br>番号 | 認証項目  | ポイント  |
|----------|---|---|
| 11       | ① 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている。            | 計画している、又は定めていることが <b>文書化</b> され、当該書類が認証期間中に <b>保管</b> されていること。また <b>全社的に周知している</b> ことが必要となります。  |
|          | ② 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している、又は定めている       | ・「年間960時間」には、 <b>法定休日の労働時間が含まれる</b> ことにご注意ください。<br>・計画している、又は定めていることが <b>文書化</b> され、当該書類が認証期間中に <b>保管</b> されていること。また <b>全社的に周知している</b> ことが必要となります |
|          | ③ 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)確保することを計画している、又は定めている。 | 計画している、又は定めていることが <b>文書化</b> され、当該書類が認証期間中に <b>保管</b> されていること。また <b>全社的に周知している</b> ことが必要となります   |

| 通し<br>番号 | 認証項目   | ポイント  |
|----------|--|---|
| 11       | ④ 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を12日以内に制限することを計画している、又は定めている。 | 計画している、又は定めていることが <b>文書化</b> され、当該書類が認証期間中に <b>保管</b> されていることが必要となります。  |
|          | ⑦ 労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。                                | 法令通りに付与されている場合は本項目を充足しません。 <b>付与日数の上乘せ</b> または <b>付与の前倒し</b> 等が必要となります。 |
|          | ⑨ 特別有給休暇制度(例. 慶弔休暇、病気休暇、バースデー 休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等)がある。    | <b>無給</b> または <b>年次有給休暇</b> を充当する場合は <b>充足しません</b> 。                    |
|          | ⑪ デジタル式運行記録計(デジタコ)を導入し、分析ソフトを使用して運用している。                             | 管理者から運転者に「 <b>指導教育</b> 」がなされたことがわかる記録の保管が必要となります。                       |

| 通し<br>番号 | 認証項目 |  | ポイント  |
|----------|------|--|---|
| 16       | ④    | 管理職や人事担当者による人事面談を年1回以上実施している。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1回分の記録の保管が必要となります。</li> <li>・ドライバー<b>全員を対象</b>に行っている必要があります。</li> </ul> |
| 27       | ①    | 運転免許の取得支援制度を設けている。   | <p><b>これからドライバーとして働く方</b>(これからドライバーとして就職される方、他の職種からドライバーへ職種転換される方等)を対象とする支援制度とします。</p>                            |
|          | ②    | ①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている(自由記述欄に導入している資格取得制度を記述)。【例:運行管理者、フォークリフト、クレーン等】 | <p>ドライバーの方(既にドライバーとして業務されている方)を対象とする<b>キャリアアップとしての資格取得</b>支援制度とします。</p>   |

# 運転者職場環境良好度認証制度 “働きやすい職場認証制度”

## 認証項目

一般財団法人 日本海事協会

27の必須項目(※)

A 法令遵守等

B 労働時間・休日

C 心身の健康

D 安心・安定

E 多様な人材の確保・育成

一つ星の合否には関係しない

+

参考項目

(将来の制度拡充の観点から実施する項目)



## A 法令遵守等

| 通し<br>番号 | 認証項目   | 判定対象及び点数      |               |
|----------|--|---------------|---------------|
|          |  | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 1        | 労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事案として同省等のホームページに掲載されていない。  | 法人全体で判定       |               |
| 2        | 労働基準関係法令の違反で送検されていない。または、送検されたが不起訴処分又は無罪となっている。  | 法人全体で判定       |               |
| 3        | 使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けていない。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消しが確定している。 | 法人全体で判定       |               |
| 4        | 道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。   | 法人全体で判定       |               |

## A 法令遵守等

| 通し<br>番号 | 認証項目   | 判定対象及び点数         |               |
|----------|--|------------------|---------------|
|          |  | 営業所の<br>全てが該当    | 営業所の<br>一部が該当 |
| 5        | 就業規則が制定され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。                             | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 6        | 3 6 協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。                           | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 7        | 従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。                                  | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 8        | 本認証制度に基づく認証を取り消されていない。   | 法人全体で判定          |               |
| 9        | 本認証制度に基づく認証に関し、例えば、認証事業者ではないにもかかわらず認証マークを表示するなど、事実とは異なる内容を表示又は説明していない。 | 法人全体で判定          |               |

## B 労働時間・休日

| 通し<br>番号 | 認証項目   | 判定対象及び点数         |               |
|----------|--|------------------|---------------|
|          |  | 営業所の<br>全てが該当    | 営業所の<br>一部が該当 |
| 10       | <p>認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（バス）又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が5点を超えていない。</p> <p>※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。</p> | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |

## B 労働時間・休日

①～⑬で少なくとも合計 6 点以上となること

| 通し<br>番号 | 認証項目   | 判定対象及び点数      |               |
|----------|--|---------------|---------------|
|          |  | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 11       | <b>労働時間、休日に関する規定を計画や規則等で定めている。</b>   |               |               |
|          | ①労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間 9 6 0 時間以内に制限することを計画している、又は定めている。<br>※法定労働時間を超える時間外労働が対象。                | 2 点           | —             |
|          | ②労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間 9 6 0 時間以内に制限することを計画している、又は定めている。<br>※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 | 2 点           | 1 点           |
|          | ③労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を 9 時間以上（隔日勤務の場合は 2 1 時間以上）確保することを計画している、又は定めている。                            | 2 点           | 1 点           |
|          | ④労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を 1 2 日以内に制限することを計画している、又は定めている。   | 2 点           | 1 点           |

## B 労働時間・休日

①～⑬で少なくとも合計 6 点以上となること

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数      |               |
|----------|---|---------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 11       | <b>労働時間管理・休日取得のための取り組みを実践している。</b>  |               |               |
|          | ⑤フルタイムの運転者の年間の休日数は平均 105 日以上（※注）である。（計画でも可）<br>※注：年次有給休暇を除く（年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均 105 日以上） | 2 点           | 1 点           |
|          | ⑥フルタイムの運転者について、完全週休 2 日制（※注）を採用している。<br>※注：1 年を通して、毎週 2 日の休日がある。                          | 2 点           | 1 点           |
|          | ⑦労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与している。  | 2 点           | —             |
|          | ⑧全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設けている。  | 2 点           | —             |

## B 労働時間・休日

①～⑬で少なくとも合計 6 点以上となること

| 通し<br>番号 | 認証項目   | 判定対象及び点数      |               |
|----------|--|---------------|---------------|
|          |  | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 11       | ⑨特別有給休暇制度（例、慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅有休積立制度等）がある。                                     | 2 点           | —             |
|          | ⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。                            | 2 点           | 1 点           |
|          | ⑪デジタル式運行記録計（デジタコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。  | 2 点           | 1 点           |
|          | ⑫事業者の代表者又は担当役員が、四半期毎以上の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又は自ら把握している。<br>【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】 | 2 点           | —             |
|          | ⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）   | 2 点           | —             |

## B 労働時間・休日

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数         |               |
|----------|---|------------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当    | 営業所の<br>一部が該当 |
| 12       | 運転者ごとに時間外労働時間及び休日労働時間を賃金台帳などで適切に管理しているか、又はこれと同等以上の水準でソフトウェアにより管理している。 | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |

## C 心身の健康

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数         |               |
|----------|---|------------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当    | 営業所の<br>一部が該当 |
| 13       | 労働安全衛生法令に基づき、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会が設置されているか、安全、衛生に関する事項について従業員の意見を聴くための機会が設けられている。 | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 14       | 認証申請の対象営業所について、健康診断受診義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。                                  | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 15       | 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされている。   | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |



## C 心身の健康

①～⑥で少なくとも合計 6 点以上となること

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数      |               |
|----------|---|---------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 16       | <b>心身の健康に関する先進的な取り組みを実施している。</b>                                    |               |               |
|          | ①法令で定められた健康診断以外の健康診断（脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等に関するスクリーニング検査等）を実施している。       | 2点            | 1点            |
|          | ②運転者の健康状態や疲労状況の把握等のための機器を導入している（自由記述欄に導入している機器を記載）。                 | 2点            | 1点            |
|          | ③従業員の心身の不調を未然に防ぐ取り組みを実施している。<br>※メンタルヘルス診断、苦情対応研修、健康に関する教育機会の設定等を想定 | 2点            | 1点            |
|          | ④管理職や人事担当者による人事面談を年 1 回以上実施している。                                    | 2点            | 1点            |
|          | ⑤パワハラ、セクハラ等のハラスメントの相談窓口となる部署又は担当者、連絡先等を社内掲示等により従業員に周知している。          | 2点            | 1点            |
|          | ⑥その他、上記項目に該当しない心身の健康に関する取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。                 | 2点            | 1点            |

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数         |               |
|----------|---|------------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当    | 営業所の<br>一部が該当 |
| 17       | 認証申請の対象営業所について、社会保険等加入義務違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。                 | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 18       | 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者として、社会保険等に適切に加入している。 | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |

## D 安心・安定

①～⑥で少なくとも合計 4 点以上となること

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数      |               |
|----------|---|---------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 19       | <b>運転者の安心・安定のための先進的な取り組みを実施している。</b>                              |               |               |
|          | ①労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。  | 2点            | 1点            |
|          | ②病気や怪我で働けない場合の所得補償制度がある。  | 2点            | 1点            |
|          | ③退職一時金制度、企業年金制度、中小企業退職金共済制度等の退職金制度を設けている。                         | 2点            | 1点            |
|          | ④定年廃止、定年延長又は再雇用により、65歳を超えても働ける制度がある。                              | 2点            | 1点            |
|          | ⑤採用当初から正社員採用としているか、又は採用当初は正社員ではない場合も1年以内に希望者全員を正社員に登用する方針を明示している。 | 2点            | 1点            |
|          | ⑥その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。           | 2点            | 1点            |

## D 安心・安定

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数         |               |
|----------|---|------------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当    | 営業所の<br>一部が該当 |
| 20       | 交通事故を発生させた場合の違約金を定めたり、損害賠償額を予定する契約をしていない。<br>※労働基準法第16条参照。運転者の責任により実際に発生した損害について賠償を請求することは禁止されていないが、予め金額を決めておくことは禁止されている。 | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 21       | 認証申請の対象営業所について、最低賃金法違反に対する行政処分による違反点数を受けていない。   | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 22       | 最低賃金法に基づき、最低賃金額以上の賃金を支払っている。  | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 23       | 歩合制度が採用されている場合でも各運転者の労働時間に応じ、各人の通常の賃金の6割以上の賃金が保障されている。あるいは、歩合制度を採用していない。  | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 24       | 労働基準法に基づき、時間外労働、休日労働、深夜労働の割増賃金を支払っている。  | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |

## D 安心・安定(タクシーのみ)

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数         |               |
|----------|---|------------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当    | 営業所の<br>一部が該当 |
| 25       | <p>労働基準監督署から累進歩合制度（※注）の廃止について指導文書の交付を受けていない。または、指導に応じ、累進歩合制度の廃止等改善状況について労働基準監督署に報告し、適正と認められている。若しくは、申請から2年以内に見直しを行うことを運転者に対し明示している。</p> <p>※注：歩合給制度であって、歩合給の額が非連続的に増減するもの。累進歩合給、トップ賞、奨励加給を含む。積算歩合給制とは異なる。</p>   | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |
| 26       | <p>名目の如何を問わず、事業に要する以下の経費を運転者に負担させていない。または、申請から2年以内にこれらの経費を運転者に負担させないように見直しを行うことを運転者に対し明示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカード、電子マネー、クーポン等の決済端末使用料・加盟店手数料</li> <li>・デラックス車、黒塗車、新車等の車両使用料</li> <li>・カーナビ、デジタル無線、デジタコ、ドライブレコーダー等の機器使用料</li> <li>・障害者割引に係る割引額</li> </ul> | 認証申請の対象となる全ての営業所 |               |

## E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計6点以上となること

| 通し<br>番号 | 認証項目   | 判定対象及び点数      |               |
|----------|--|---------------|---------------|
|          |  | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 27       | <b>多様な人材の確保・育成のための免許・資格取得支援制度を設けている。</b>   |               |               |
|          | ①運転免許の取得支援制度を設けている。  | 2点            | 1点            |
|          | ②①以外の運転者が利用できる資格取得支援制度を設けている（自由記述欄に導入している資格取得制度を記載）。<br>【例． 運行管理者、フォークリフト、クレーン等】 | 2点            | 1点            |

## E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計6点以上となること

| 通し<br>番号 | 認証項目  | 判定対象及び点数      |               |
|----------|---|---------------|---------------|
|          |   | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 27       | <b>女性運転手が働きやすい環境がある。</b>                                    |               |               |
|          | ③常時選任する女性運転者がいる。  | 2点            | 1点            |
|          | ④営業所に女性専用の便所及び更衣室がある。また、仮眠施設又は睡眠施設が必要な営業所の場合は、女性専用の当該施設がある。 | 2点            | 1点            |
|          | ⑤その他、③④に該当しない女性運転者を採用する・支援する取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記載）。     | 2点            | 1点            |

## E 多様な人材の確保・育成

①～⑧で少なくとも合計6点以上となること

| 通し<br>番号 | 認証項目   | 判定対象及び点数      |               |
|----------|--|---------------|---------------|
|          |  | 営業所の<br>全てが該当 | 営業所の<br>一部が該当 |
| 27       | <b>運転者のニーズに対応した勤務シフト、福利厚生制度等を設けている。</b>  |               |               |
|          | ⑥運転者の多様なニーズに対応した勤務シフトを設けている。<br>【例：育児中の女性運転者の早朝勤務・夜間勤務免除、中番がない早番・遅番の2シフト、短時間勤務等】 | 2点            | 1点            |
|          | ⑦運転者が利用できる仕事と家庭の両立に役立つ福利厚生制度を設けている。<br>【例：社内保育所、提携保育所、育児休暇、介護休暇、ダブル公休、希望日休等】     | 2点            | 1点            |
|          | ⑧運転者が利用できる住居に関する福利厚生制度を設けている。<br>【例：社宅、社員寮、空き家紹介制度、住宅手当、転居手当等】                   | 2点            | 1点            |



ホームページの「お問い合わせフォーム」にご質問を記載頂ければ個別に回答させていただきます。また、一般的なご質問については、ホームページの「よくあるご質問 (FAQ)」をご覧ください。

URL: <https://www.untenshashokuba.jp>

担当: ClassNK 交通物流部

「運転者職場環境良好度認証制度」とは  
運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに  
必要となる運転者を確保・育成するために  
長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する制度です。



-   
運転者職場環境良好度認証制度とは
-   
認証事業者一覧
-   
認証プロセス
-   
認証書類・資料  
(準備中)